

【北海道】要配慮者利用施設管理者へ水防法改正に関する説明会を実施

- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に関する取組方針のソフト対策について、要配慮者利用施設への浸水リスクの説明や水害対策等の啓発活動を実施しています。
- H29年6月の水防法改正により、洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられたことから、江別市主催の水防法改正に関する説明会で出前講座を実施しました。
- 札幌開発建設部より、水防法改正の主旨や災害リスク・避難・気象情報等の把握について説明し、その後、江別市より避難確保計画の作成及び訓練の実施方法について、マニュアルに基づく説明を実施しました。

水防法改正に関する説明会 概要

目的: 浸水想定区域内における要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び訓練実施を推進する。

実施日: 平成30年10月17日(水)

実施場所: 江別市民会館

対象機関: 34法人 60施設

参加人数: 38名

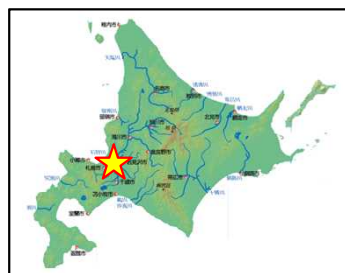
実施内容: ①札幌開発建設部

- ・水防法等の一部を改正する法律
- ・災害リスクや避難・気象情報等の把握
- ・平成30年7月豪雨について

②江別市

- ・避難確保計画及び訓練について

実施効果: 水防法改正の主旨をわかりやすく説明することで、避難確保計画作成等の必要性について理解いただいた。



説明会実施状況



札幌開発建設部 河川整備保全課
入交水防災対策官より水防法改正等の説明



江別市 総務部危機対策室
佐藤主査より避難確保計画作成等の説明